経済建設文教常任委員会会議録

| 【開会】 | 2 |
|---|---|
| 【議案第 5号】平成30年度矢板市水道事業会計補正予算(第2号) | 3 |
| 【議案第10号】矢板市立図書館設置条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 【議案第11号】矢板市勤労青少年ホーム条例の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |
| 【議案第12号】矢板市体育施設等の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 【議案第14号】矢板市道の駅やいた及び矢板市道の駅エコモデルハウス | |
| の指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 7 |
| 【委員長報告】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 【閉会】···································· | |
| | 0 |
| 1 日 時 | |
| 平成30年12月11日(火) 午後0時55分(開会)~1時40分(閉会) | |
| 一种人的一个一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的一个人的 | |
| 2 場 所 第2委員会室 | |
| | |
| 3 出席委員(7名) | |
| | |
| 委員長 小林勇治 | |
| 副委員長櫻井惠二 | |
| 委員 髙瀬由子、宮本妙子 | |
| 今 井 勝 巳、大 島 文 男、大 貫 雄 二 | |
| 4 欠席委員 なし | |
| | |
| | |
| 1) 建設課(1人) | |
| ①建設課長 塚原延欣 | |
| 2) 都市整備課(1人) | |
| ①都市整備課長 和田理男 | |
| 3) 農林課(3人) | |
| ①農林課長 小野寺良夫 ②地籍調査班長 黒田禎 | |
| ③整備振興担当 小林徹 | |
| 4) 商工観光課(2人) | |
| ①商工観光課長 村上治良 ②商工担当 藤田仁美 | |
| 5) 教育総務課(1人) | |
| ①教育総務課長 髙沢いづみ | |

- (6) 生涯学習課(7人)
 - ①生涯学習課長 山口武
- ②スポーツ推進班長 星哲也
- ③矢板公民館長 田城博子
- ④泉公民館長 駒野和代
- ⑤片岡公民館長 塚原明
- ⑥まなび担当 鈴木有
- ⑦担当主幹 藤田範行
- (7) 農業委員会事務局(1人)
 - ①事務局長 大谷津敏美智
- (8) 水道課(2人)
 - ①水道課長 津久井保 ②業務担当 斎藤正一
- (9) 下水道課(1人)
 - ①下水道課長 斎藤正樹
- 6 欠席説明員 なし
- 7 担当書記 髙瀬稔子
- 8 付議事件
- 【議案第 5号】平成30年度矢板市水道事業会計補正予算(第2号)
- 【議案第10号】矢板市立図書館設置条例の一部改正について
- 【議案第11号】矢板市勤労青少年ホーム条例の廃止について
- 【議案第12号】矢板市体育施設等の指定管理者の指定について
- 【議案第14号】矢板市道の駅やいた及び矢板市道の駅エコモデルハウスの指定管理者の 指定について
- 9 会議の経過及び結果

【開会】

- ○委員長(小林勇治) ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しているので会議は成立している。ただいまから経済建設文教常任委員会を開会する。 (12:55)
- ○委員長 これより議事に入る。本委員会に付託された案件は、
 - 【議案第 5号】平成30年度矢板市水道事業会計補正予算(第2号)
 - 【議案第10号】矢板市立図書館設置条例の一部改正について
 - 【議案第11号】矢板市勤労青少年ホーム条例の廃止について
 - 【議案第12号】矢板市体育施設等の指定管理者の指定について
 - 【議案第14号】矢板市道の駅やいた及び矢板市道の駅エコモデルハウスの指定管理者の 指定について

【議案第5号】

- ○委員長 はじめに、「議案第5号 平成30年度矢板市水道事業会計補正予算(第2号)」を 議題とする。提案者の説明を求める。
- ○水道課長(津久井保)

(「補正予算書」19頁を朗読、詳細について「予算に関する説明書」58頁から63頁により説明。)

今回の補正は、収益的収入及び支出の水道事業費用営業費用で給水管布設替工事に要する 修繕費500万円を増額。連合管の布設替工事を予定している。現在の執行率は、約73%で、 今後、寒さが増すことにより漏水等ふえるおそれがあることから補正するものである。

- ○委員長 これより議案第5号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- ○今井委員 漏水対策として老朽化した水道管の布設替え、石綿管を取り換えるための布設替 えとはまた別なのか。
- ○水道課長 こちらについては、給水管であるので配水管や送水管とかの径の大きいものでなくて、あくまで個人宅に運ぶ給水管の布設替えである。連合管といい、何軒かまとまって布設している管があり、それを布設替えして個人宅に分配するということである。
- ○大貫委員 想定する軒数は、何軒か。
- ○水道課長 3軒から5軒である。
- ○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

- ○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。 (討論なし)
- ○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第5号は、原案のとおり決定する ことに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決された。

【議案第10号】

- ○委員長 次に、「議案第10号 矢板市立図書館設置条例の一部改正について」を議題とする。提案者の説明を求める。
- ○生涯学習課長(山口武)

(「議案書」18頁及び19頁を朗読。)

今回の改正は、矢板市立図書館の開館時間を変更するもの。平成28年から2か年をかけて、 入館数の集計を行った。年間94,000人の利用がある。午後7時以降の利用は、約1,0

- 0.0人、率にして、約1.14%、1日当たりの利用者が3.4人と極めて低い利用率であることから、午後8時のところ午後7時に改正するもの。
- ○委員長 これより議案第10号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- ○大貫委員 来年4月1日から指定管理の切り替えがあるが、時間の短縮によって指定料金の 改正はあるのか。
- ○生涯学習課長 図書館については、平成30年度に指定管理の切り替えを行っている。来年度 については、協定書の中で金額の変更を行う。
- ○大貫委員 金額は、どのくらいか。
- ○生涯学習課長 1時間短縮によって、人件費、光熱費合わせて年間100万円の減額である。
- ○委員長ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

- ○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。 (討論なし)
- ○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第10号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決された。

【議案第11号】

- ○委員長 次に、「議案第11号 矢板市勤労青少年ホーム条例の廃止について」を議題とする。提案者の説明を求める。
- ○商工観光課長(村上治良)

(「議案書」20頁及び21頁を朗読。)

9月27日の全員協議会で大まかな内容について説明したので省略し、簡略説明すると、矢板市公共施設再配置計画に基づいて、今年度で施設管理公社との指定管理期間が満了となることに合わせて、矢板市青少年ホームを閉館することで条例を廃止するもの。

一般市民に周知するために、12月定例会で議案提出し、閉館までを3カ月とり3月31日で閉館とする。また、指定管理については更新を行わず、指定管理事業の皆様については、6月に一度説明をしており、9月の全員協議会報告後、一般の利用者の方にも10月に概ね説明をしているところである。

- ○委員長 これより議案第11号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- ○大島委員 指定管理関係、建物関係は、今後、どのように考えているのか。
- ○商工観光課長 青少年ホームの利用者の皆さんについては、代替施設ということで教育施設が多いが、生涯学習館をはじめとするホールであったり、貸出可能な学校の体育館などを11月末に案内している。青少年ホームの中にも張り出しをし、周知をしている。概ね3カ月前から利用の貸し出しが開始するため、各団体に紹介している。今後については、新年度に買い手

を探すというか、市のほうで建物を解体する費用を捻出するのが難しいので、まずそのまま居抜きで公売をかけて買っていただくところを探す手続きをする。その前に行政財産から普通財産化して売りに出したいと考えている。

- ○大島委員 施設管理公社は、どうするのか。
- ○商工観光課長 現在、矢板市施設管理公社の事務所としているが、所管が総合政策課になっていて、事務所の場所というか設置する場所を調査しているところである。そちらがまとまり次第、議会に報告した後、利用者にお伝えすることになると聞いている。総合政策課が中心で進めている。
- ○今井委員 閉館した後、売却先があれば売却。矢板市の財産として管理しないで、あの状態で 取得してくれる相手があれば、売却したいというのが方針だね。そういう話もちらちら聞こ えてくるが、できれば矢板市で取り壊して更地にしてというよりも、あの状態で使ってくれ るところがあって土地も含めて買ってくれるところがあれば、そのほうが確かにいい。なる べく早く荷物にならないような状況の中で、そういった方向で進めてもらったほうがありが たい。当てはあるのか。
- ○商工観光課長 当てというのはなかなか。今現在、直接担当課に話はない。今後、市の管財の ほうで公売することになるので、今の事務所のまま建物も土地も買っていただくところをこ れから見つけるということである。担当課には、来ていない。
- ○今井委員 一つ確認であるが、建物は、今まで指定管理で委託していたが、あの中に備品がある。相手方にその備品込みで売却か。
- ○商工観光課長 備品については、市の備品がある。施設管理公社の物は、移動する際にもっていくと思うが、市の物については、これから詳細に把握したうえで、ほかの市の公共施設で使えるものはそちらで使ってもらうとか、内部で調整を図りたい。あそこには、調理室とかもありいろいろあるので、できれば市の内部で共有していくよう考えていきたい。
- ○今井委員 公共施設の再配置計画の中で、今後こういうふうな資産の売却ということが出て くると思うが、売却して入ってくる金は、一般会計に入れてしまうのか、私が毎回言っている 持論だが、庁舎なんかもガタがきているから、そういうものの市の新しい庁舎建設とか、改修 の基金として貯めていくのか、売却って言っても、確認だけしておきたいが、売却した費用は どこにもっていくのか。ある程度、方向性は用意されているのか。
- ○商工観光課長 売却益については、こちらの施設の売却の手続き上のことを担当課として行っているので、収入については、普通財産化したうえで総務課が対応することで協議しているところで、それを基金にするのか一般財源に充当していくのかは、今後の課題として総務課と詰めていきたい。
- ○大貫委員 公式行事の代替場所は、どうするのか。
- ○商工観光課長 各種勤労青少年ホームの事業的なものは、他の代替で賄えると思う。一番大きな公式事業というと選挙の会場のことかと思うが、それについても選挙管理委員会の事務局とは、議会に提出する前に、ある程度、担当間では調整をしている。ただ、どこという代替施設は、まだ決まっておらず、どこかと統合するのか、統合するには、数が多すぎるという場合

は、選挙管理委員会事務局のほうで場所を探してもらうか、または、仮設でどこか使う形になるのか。一旦、今回の廃止で電気、電話等が止まってしまう。春先には、選挙があるかとは思うが、対応については、その分の経費を選挙で賄えるのかということもあるであろうし、選挙管理委員会の判断になる。

○委員長 ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

- ○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。 (討論なし)
- ○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第11号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決された。

【議案第12号】

- ○委員長 はじめに、「議案第12号 矢板市体育施設等の指定管理者の指定について」を議題とする。提案者の説明を求める。
- ○スポーツ推進班長(星哲也)

(「議案書」22頁及び23頁を朗読。)

矢板市体育施設等の指定管理が今年度末で終了するため、平成31年4月1日からの指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

- ○委員長 これより議案第12号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- ○今井委員 施設管理公社の住所は、一緒だよね。青少年ホームと。今は、事務所があるだろうが、ゆくゆくは移転したら住所を変えるということか。
- ○スポーツ推進班長 これは、仮協定ということである。本議会で議決をいただければ、本協定 となる。タイミングということになるが、末広町のままで協定を結ぶ場合もある。
- ○大島委員 指定管理の指定だが、1社だけだったのか。その辺の経過をちょっとお願いする。
- ○スポーツ推進班長 提案書があったのは、施設管理公社のみであったが、問い合わせがあった のは、2社である。
- ○大島委員 指定管理料の額としては妥当かと思うが、その辺のところについて伺う。
- ○スポーツ推進班長 平成29年度の実績とかける5したものと、今回の指定管理料の5年間 の額とを比較すると、234万9千円経費の節減と、指定管理による職員の労力の低減を考えると、ある程度効果があったものと思われる。
- ○委員長ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。 (討論なし) ○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第12号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決された。

【議案第14号】

- ○委員長 はじめに、「議案第14号 矢板市道の駅やいた及び矢板市道の駅エコモデルハウス の指定管理者の指定について」を議題とする。提案者の説明を求める。
- ○農林課長(小野寺良夫)

(「議案書」25頁を朗読。)

矢板市道の駅やいた及び矢板市道の駅エコモデルハウスの指定管理が今年度末で終了するため、平成31年4月1日からの指定について地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

選定にあたっては、非公募である。金額については、エコモデルハウス分であり、道の駅やいたについての支払いはない。既に仮協定を平成30年11月9日付けで結んでいる。

- ○委員長 これより議案第14号に対し、質疑を行う。質疑はないか。
- ○大島委員 指定管理料2,557万円であるが、㈱やいた未来ということで、そちらのほうで仕事をやってもらうという形なのだが、今までどおりのすみ分けでやるんだか、今までは、指定管理で入ってたものが、やいた未来という中でどういう仕事で年間511万円なのか。全く今までどおりでやるんだか。ある程度やいた未来の全体的な中で指定管理料を使っての事業展開なのか。その辺のところがどのようなすみ分けになってくるのか。この問題は今、議会で100条委員会の中でいろいろ問題がでている本体そのものであって、そこらの中でうまくいけば、この金額は出なくて、やいた未来に全体的な流れの中で、まあ、今までの指定管理料がかかっている中で担当していた部分のようにそこらのところの仕事の内容、それが全く同じなんだかそこら辺のところわかっている範囲で。
- ○農林課長 エコモデルハウスについては、今までと同様である。今、現在行われている内容、ひと月に1回程度のイベントを開催している。自主事業として。来年度、この議案を提出した件については、自主事業一切なし、施設の管理のみである。エコモデルハウスを見学される方については、解説員を置いて説明をすることになっている。
- ○大島委員 511万円の中で、人件費にどれくらい。相手があることなので皆さんが答えるのは筋違いかもしれないが、どのような内容での指定管理をこういうふうな中で、その辺をわかる範囲で。
- ○農林課長 今回の人件費については、臨時職員ということで1時間880円。1日7.75時間、1カ月22日で計算したものになる。
- ○今井委員 結局、株式会社やいた未来、これを作る設立趣旨と違う。道の駅含めてエコモデル ハウスと一体的に運営管理する。当然、道の駅は、4億7,000万前後の売り上げがある。

大体、あらあらで3割の積算していくと相当の利益が出てくるということで、かねてより道の駅には市税を投入してきても、市民に還元されるものはない。同敷地内にあるエコモデルハウスについても、投入しても市民に還元されるものはない。そのために、今度第3セクター方式に移行していくわけだけれども、まあ私は考えれない、前みたく、こっちは㈱やいた未来ということなんだけれども、大体株式会社っていうのは、営利追及、経済団体にかかわらず、指定管理料払って、出して、今の課長の話だと、全くそこから利益を生むことがなしに、指定管理料を出す。全く疑問な話である。じゃあ、何のための株式会社なんだという話になってしまう。今後、契約して協定を結ぶにしても、この中のそういった意味で改善策が見出せるのであるならば、この契約を解除できるような条文を入れて指定管理料を払っていくのか、それとももう、5年間継続でこのまま解除は拘束しちゃうとか、いずれのことができないような指定管理にして委託しちゃうとか、そこらへん、市としては、どう考えているのか。

- ○農林課長 協定の中には、変更があれば変更可能という内容は入れている。エコモデルハウスは収益施設ではないので、維持管理にはお金はかかるということである。今井議員がおっしゃるように株式会社としては、利益を求めているということがあるが、利益を得られない施設を管理していくには、それなりに費用がかかるということでやむを得ないと考える。
- ○今井委員 いかんせん、金額が大きすぎる。矢板市の今の財政状況にいたって、いろんな各種 団体やら、中学生海外派遣事業一つ見たって、500万円の金を捻出するっていうのは、今の 矢板市の財政にとって大変な話だ。それを考えたときに、2,500万円なにがしの金がここ に投入される。そして、例えば、かたや3千何百万円、これ、4,000万円で株式会社作って、矢板市も出資しているが、本来ならば利益追求団体だから利益を取って還元していくという形になっていくのが本来の姿だと思うが、利益の伴うものも勘弁しなくちゃならない。非常に矛盾した話だ。こういったものをここで議案書出してるけど、100条委員会でこういった問題についてなぜそうなっちゃったのかという真実を究明していくわけだけれども、非常にやるせない気持ちでこの議案書を見ている。なんなのこれ。答えようがない、当局にしてみればそうせざるを得ないんだあれがある以上ね。1年経って、何とか関係省含めて新たな政策が出されれば、この年500万円がカットできればいいなあという我々の期待があって、敢えて質問したいのは、5年随契だから、随契で一旦ここに決めたら、そのままもっていかざるを得ない状況にはしてほしくないということで。
- ○農林課長 協定の中には、変更はできる条項になっている。エコモデルハウスが収益施設ということで収益が上がってくれば、当然金額は変更できる。
- ○今井委員 ぜひ、やりたいと思うが。議員活動は何年もやらせてもらっているが、倫理条例第 3条第3項の中に我々議員が執行部職員の業務の中に入っていってはならないと書いてある。 それの介入することによって、例えば、課長っていう肩書を利用して、その身分を利用して何 かをさせることも議員の倫理に反する。やっちゃいけない行為だ。今回、我々議会、ややもす ると壁がね、当局とのこういう審議している中の壁を越えている部分が、どうもなんかこうお かしい気がするので、こういう一つの議案の時にちゃんと質疑の中で確認をしていく、もちろ ん要求していくという形にしていかないとこういうものが出てきてしまうのではないかとい

う気がする。この問題は、ずっと前から論議しているわけだから。非常にこれ、賛成しがたい。 と言っても賛成しないわけにはいかない。苦しいんだ。そういう思いで、しょうがない。

- ○大貫委員 エコモデルハウスは、1年ごとの管理チェックか。
- ○農林課長 細かく定期的な報告は毎月で、年1回審査する。
- ○大貫委員 年511万円だが、これに対する監査は、年1回か。
- ○農林課長 報告は、1年間まとめて上がってくるので、それに対しての監査というか審査する。
- ○大貫委員 仮に株式会社やいた未来の立派な社長さんがいるので、その社長さんの腕力によって2人かかるところ1人で済むことになったときは、料金改定をすることになるのか。
- ○農林課長 511万4千円を限度と考えているので、著しく減額するような場合は、改定する。
- ○大貫委員 齋藤社長が、自分の会社のほうで面倒見るから、2人のパートはいらないということなら、その分は助かるという状況か。
- ○農林課長 会社としてはそういう形になると思うが、人件費が会社の中の占める割合が多い ので、なかなかそういうわけにはいかないと思われる。
- ○大貫委員 その辺は、監督官庁が、社長さんが市長さんだから、うまい形で収めれば多少努力 の成果は見れると思うので、当局の調整役をお願いしたいので、よろしくお願いする。
- ○大島委員 やいた未来で引き継ぐ方向だか、現実、そこの中で事務関係はどこを使っているのか。エコモデルハウスの中でやっているのが、現実か。今、農業公社で指定管理をやっていて、 実質的な事務所に使っているのはどこか。
- ○農林課長 道の駅とエコモデルハウスについては、エコモデルハウスの管理室である。
- ○大島委員 そういう中でそれを使っているという現実的には垣根はないという中での、なるべくこの金額を段々には下げられるような努力をしていただくというようなお願いを我々はしておきたい。そういうことを含み、この案件については、了承することになるかと思う。そんなところを酌んでいただければありがたい。
- ○委員長ほかに質疑はないか。

(質疑なし)

- ○委員長 なければ議案に対する質疑はこれで終了する。つづいて討論を行う。討論はないか。 (討論なし)
- ○委員長 なければ討論を終了する。これより採決する。議案第14号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決された。

【委員長報告】

○委員長 以上で本委員会に審査を付託された案件の審査はすべて終了したが、委員長報告については私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは私に一任願う。

【閉会】

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。

(13:40)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

平成 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長